

自己評価書の作成等について



NIAD-QE

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構
令和4年6月

自己評価書の作成について（1）

現況、目的及び特徴

（1）現況

1) 法科大学院名 2) 所在地 3) 学生数及び教員数

3) には、評価実施年度の5月1日現在の、学生数及び教員数（内数として実務家教員数）を記述する。教員数については、休職や長期海外渡航者を除く専任教員（教授、准教授、講師、助教）の現員数を記述する。

（2）目的

法科大学院の「目的」とは、教育の理念及び目標、養成しようとする法曹像等をいう。「目的」の記述に当たっては、法科大学院が現在周知・公表している目的、及びその目的から派生する内容も含めて、法科大学院の個性が生かされるよう考慮し、2,000字以内で簡潔に記述する。法科大学院の「目的」という名称で明文化されていない場合であっても、教育の理念及び目標、養成しようとする法曹像等を定めている場合には、それを記述する。出典（学則等や大学概要、ウェブサイト等）がある場合は、括弧書きで明示する。

（3）特徴

法科大学院（研究科・専攻）の沿革・理念を踏まえ、また、目的の背景となる考え方等も含め、法科大学院（研究科・専攻）の特徴が表れるよう 2,000字以内で簡潔に記述する。

自己評価書の作成について（2）

基準ごとの自己評価

- ① 【分析項目に係る根拠資料・データ】欄に、**根拠資料・データの名称を記載**する。
- ② **分析項目を十分に立証できない場合**には、当該分析項目の番号を明示した上で、【特記事項】欄①に、その事態に**対応するための計画及びその進捗の分析等**を400字以内で記述する。
- ③ 基準に関して、**法科大学院の活動や取組における個性や特色、資料・データを参照する際に留意すべきこと**等がある場合は、【特記事項】欄②の左欄に400字以内で内容を記述し、必要に応じて右欄に根拠資料の名称を記載する。
- ④ 上記①及び②で確認した内容を踏まえ、**基準に係る判断**（満たすか満たさないか）を【基準に係る判断】欄に記載する。基準に係る分析項目のいずれかを満たしていない場合、「基準を満たしていない」と判断する。
- ⑤ 基準ごとの分析の結果、**優れた成果**が確認できた場合にはその取組を抽出し、改善を要する内容が確認された場合には**改善を要する事項**として抽出して、その内容をそれぞれの欄に記載する。優れた成果が確認できる取組については、右欄に根拠資料の名称を記載する。

自己評価書の作成について（3）

基準ごとの自己評価（続き）

【優れた成果を確認するための基準】

- 法科大学院の目的に照らして、特色ある、又は個性ある取組であり、**成果が上がっている**と判断されるもの。
- 教育活動等の改善に向けて先進的な取組であり、**成果が上がっている**と判断されるもの。

（『自己評価実施要項』 p.10）

- **成果が上がっている取組**を抽出する。成果が上がっていることの根拠となる資料・データを示せない取組は記載しない。
- どの程度の成果が優れたものであるか、法科大学院一般に期待される水準としてどの程度の状況を考えるかは、法科大学院の判断による。
- 機構の評価においては、自己評価書の分析結果に基づき「優れた点」等を抽出し、評価報告書で取り上げていくので、その根拠となる【**優れた成果が確認できる取組**】欄や、【特記事項】欄②に記載する「**取組における個性や特色**」は、**積極的に記述**いただきたい。

自己評価書の作成について（４）

根拠となる資料・データ等の示し方

- ◆ 資料番号、資料の名称を定め、**1つの根拠資料・データごとに電子ファイル（PDF）を作成**
- ◆ 分析項目の内容を整理する方法が、別紙様式として示されている場合には、その様式を利用し、電子ファイル（PDF）を作成
- ◆ Webページに掲載されているものを根拠資料・データとする場合は、該当ページの電子ファイル（PDF）を作成
- ◆ 作成した根拠資料・データの**電子ファイルを機構が用意するサーバにアップロード**
- ◆ 自己評価書に記載した**根拠資料・データ名に各ファイルのURLを貼付**（自己評価書からインターネット上で参照可能な状態にする）
- ◆ 自己評価書及び提出された根拠資料・データは、後日、原則として公表される。公表にふさわしくない根拠資料がある場合は、自己評価書の資料名の後ろと一覧表の備考欄に「（非公表）」と記載
 - ※ 公表された著作物等を根拠資料とする場合には、**著作権に配慮**してください。
 - ※ 根拠資料・データ中に学生の氏名、学籍番号等の個人情報に記載されている場合は、該当部分を適切に墨消し処理した上で提出してください。
 - ※ 根拠資料・データのアップロード方法や自己評価書へのURL貼付方法等の詳細は、評価申請後に次年度に受審する法科大学院に連絡します。

領域 1 法科大学院の教育活動等の現況

領域 1 法科大学院の教育活動等の現況

基準 1 – 1 法科大学院の目的が適切に設定されていること

基準 1 – 2 教育活動等を展開する上で必要な教員等が適切に配置されているとともに、必要な運営体制が適切に整備されていること

基準 1 – 3 法科大学院の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること

領域 1 法科大学院の教育活動等の現況

基準 1 – 1 法科大学院の目的が適切に設定されていること

分析項目 1 – 1 – 1

法科大学院の目的が適切に設定されていること

- 「I 現況、目的及び特徴」の記述をもって分析に代えるため、根拠資料・データの提示は不要。
- 関係法令を踏まえ、教育の理念、目標、養成しようとする人材像等が明確であることを改めて確認する。
 - 万一明確でない場合は、見直しも検討する

領域 1 法科大学院の教育活動等の現況

基準 1 - 2 教育活動等を展開する上で必要な教員等が適切に配置されているとともに、必要な運営体制が適切に整備されていること

分析項目 1 - 2 - 1

大学院設置基準等各設置基準及び告示に照らして、必要な人数の専任教員並びに兼担及び兼任教員を配置していること

- 別紙様式 1 - 2 - 1 - 1（教員の配置状況）及び別紙様式 1 - 2 - 1 - 2（開設授業科目一覧）を作成して確認する。
- 大学院設置基準等に定められている基準数以上の専任教員を配置していることを確認する。
 - 基準数は、平成 15 年文部科学省告示第 53 号（専門職大学院に関し必要な事項について定める件）を参照する
 - 教員の質の確保、維持及び向上については、基準 2 - 5 で分析
- 当該法科大学院の運営に必要な人数の兼担及び兼任教員を配置していることを確認する。
 - 「必要な人数」は、各法科大学院で判断する
- 教員の年齢構成が、著しく偏っていないことを確認する。
- 教育上主要と認める授業科目を専任の教授又は准教授が担当していることを確認する。
 - 「教育上主要と認める授業科目」は、各法科大学院で定義する

領域 1 法科大学院の教育活動等の現況

基準 1 - 2 教育活動等を展開する上で必要な教員等が適切に配置されているとともに、必要な運営体制が適切に整備されていること

分析項目 1 - 2 - 2

法科大学院の運営に関する重要事項を審議する会議（以下「教授会等」という。）及び専任の長が置かれ、必要な活動を行っていること

- 教授会等について、構成、所掌事項等を確認する。
- 教授会等の規程上の開催頻度と前年度における開催実績を確認する。

教授会等の規程上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（別紙様式 1 - 2 - 2）

会議等名称	規程上の開催頻度	前年度における開催実績
〇〇大学大学院〇〇研究科〇〇専攻教員会議	原則月 1 回	13 回

分析項目 1 - 2 - 3

法科大学院の設置者が法科大学院の意見を聴取して、法科大学院の運営に必要な経費を負担していること

- 法科大学院の運営に係る財政上の事項について、法科大学院設置者による法科大学院への意見聴取の実績を確認する。

領域 1 法科大学院の教育活動等の現況

基準 1 – 2 教育活動等を展開する上で必要な教員等が適切に配置されているとともに、必要な運営体制が適切に整備されていること

分析項目 1 – 2 – 4

法科大学院の管理運営を行うために、法科大学院の設置形態及び規模等に応じて、適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること

- 管理運営を行うための事務組織について、役割や人員の配置状況を確認する。

分析項目 1 – 2 – 5

管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、スタッフ・ディベロップメント（SD）を実施していること

- SDの実施内容・方法及び実施状況（参加状況を含む。）を確認する。
 - 独自の取組である必要はなく、全学や他機関主催の取組への参加でよい

SDの実施内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式 1 – 2 – 5）

研修会等の名称	主催	実施内容・方法（年・月）	対象者	法科大学院からの参加者数
メンタルヘルス研修	〇〇大学	講義・グループワーク	<input type="checkbox"/> 役員 <input checked="" type="checkbox"/> 教員 <input checked="" type="checkbox"/> 事務職員	10 人
国立大学協会部課長研修	国立大学協会	講義・グループワーク	<input type="checkbox"/> 役員 <input type="checkbox"/> 教員 <input checked="" type="checkbox"/> 事務職員	1 人

領域 1 法科大学院の教育活動等の現況

基準 1 - 3 法科大学院の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること

分析項目 1 - 3 - 1

法令により公表が求められている事項を公表していること

- 法科大学院の目的、方針その他法令が定める教育研究活動等についての情報を、社会に対し、刊行物の配布、ウェブサイトへの掲載等の方法により広く公表していることを確認する。

法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧（別紙様式 1 - 3 - 1）

No	公表が求められている事項（法令の条文等抜粋）		公表状況（URL等）
《学校教育法 第109条》			
1	第1項	大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項及び第五項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。	https://www. . . .
《学校教育法施行規則 第158条》			
2		学校教育法第百二条第二項の規定により学生を入学させる大学は、同項の入学に関する制度の運用の状況について、同法第百九条第一項に規定する点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。	https://www. . . .
《学校教育法施行規則 第172条の2》			
3	第1項	大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。	
4		一 大学の教育研究上の目的及び第百六十五条の二第一項の規定により定める方針に関すること	https://www. . . .

領域 1 法科大学院の教育活動等の現況

基準 1 – 3 法科大学院の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること

分析項目 1 – 3 – 2

法曹養成連携協定を締結している場合は、法曹養成連携協定に関連して法令により公表が求められている事項を公表していること

- 法曹養成連携協定に関連して法令が定める教育研究活動等についての情報を、社会に対し、刊行物の配布、ウェブサイトへの掲載等の方法により広く公表していることを確認する。
- 法曹養成連携協定を締結している場合のみ分析する。

《法曹養成連携協定に関する運用ガイドライン 5 その他法科大学院に求められる事項（1）法科大学院の教育課程等の公表》		
2	① 教育課程並びに当該教育課程を履修する上で求められる学識及び能力	http://www. . . .
3	② 成績評価の基準及び実施状況	http://www. . . .
4	③ 修了認定の基準及び実施状況	http://www. . . .
5	④ 司法試験法第4条第2項第1号の規定による認定の基準及び実施状況	※令和4年度においては、認定の基準のみ公表対象 http://www. . . .
6	⑤ 修了者の進路に関する状況	http://www. . . .
7	⑥ 志願者及び受験者の数その他入学者選抜の実施状況に関する こと	http://www. . . .
8	⑦ 標準修業年限修了率及び中退率	http://www. . . .
9	⑧ 法律基本科目のうち基礎科目及び応用科目並びに各選択科目にそれぞれ該当する、法科大学院で開設される科目	http://www. . . .
10	⑨ 授業料等、法科大学院が徴収する費用や修学に係る経済的負担の軽減を図るための措置	http://www. . . .
11	⑩ 社会人・法学未修者の入学者の割合とそれらの司法試験合格率	http://www. . . .
12	⑪ 文部科学大臣が認定した法曹養成連携協定の目的となる連携法科大学院（以下「認定連携法科大学院」という。）に入学者のうち、当該協定の目的となる法曹コース（以下「認定法曹コース」という。）からの入学者の割合とその司法試験合格率	※令和4年度においては、法曹コースからの入学者の割合のみ公表対象 http://www. . . .
13	⑫ 在学中受験資格による司法試験の受験者数とその合格率	※令和4年度においては、公表対象外（在学中受験は令和5年度から実施されるため）

領域 2 法科大学院の教育活動等の質保証

領域 2 法科大学院の教育活動等の質保証

基準 2 - 1 (重点評価項目) 教育活動等の状況について自己点検・評価し、その結果に基づき教育活動等の質の維持、改善及び向上に継続的に取り組むための体制が明確に規定されていること

基準 2 - 2 (重点評価項目) 教育活動等の状況について自己点検・評価を行うための手順が明確に規定され、適切に実施されていること

基準 2 - 3 (重点評価項目) 法科大学院の目的に則した人材養成がなされていること

基準 2 - 4 (重点評価項目) 教育活動等の状況についての自己点検・評価に基づき教育の改善・向上の取組が行われていること

基準 2 - 5 教員の質を確保し、さらに教育活動を支援又は補助する者も含め、その質の維持及び向上を図っていること

基準 2 - 6 法科大学院が法曹養成連携協定に基づいて行うこととされている事項が適切に実施されていること

領域 2 法科大学院の教育活動等の質保証

基準 2 - 1 (重点評価項目) 教育活動等の状況について自己点検・評価し、その結果に基づき教育活動等の質の維持、改善及び向上に継続的に取り組むための体制が明確に規定されていること

分析項目 2 - 1 - 1

法科大学院における教育活動等の質及び学生の学習成果の水準について、継続的に維持、改善及び向上を図るための体制を整備していること

- 自己点検・評価の実施に責任を持つ組織及び責任者の役職名（大学における最終的な責任者が学長であることを前提として、法科大学院における教育活動等の質保証に関して最終的な責任をもつ者）が定められていることを確認する。
- 教育課程、入学者の受入れ、施設及び設備、学生支援等について責任を持つ組織と、自己点検・評価の責任者との連携の状況（委員会等の組織の名称と体制。複数の組織が共同して行う場合はすべてを記載）を確認する。

責任体制等一覧（別紙様式 2 - 1 - 1）

確認すべき要素	法科大学院における状況	根拠規定
(1) 自己点検・評価の実施に責任を持つ組織	自己点検・評価委員会	〇〇大学大学院〇〇研究科自己点検・評価規則第〇条
(2) 自己点検・評価の実施にかかる責任者の役職名	自己点検・評価委員会委員長	〇〇大学大学院〇〇研究科自己点検・評価規則第〇条
(3) 教育課程、入学者の受入れ、施設設備、学習支援等について責任を持つ組織と自己点検・評価の責任者との連携状況	教育課程 (責任を持つ組織) 学務委員会 (連携の状況) 自己点検・評価委員会委員長が委員となっている 入学者の受入れ (責任を持つ組織) 学務委員会 (連携の状況) 自己点検・評価委員会委員長が委員となっている 施設設備 (責任を持つ組織) 運営委員会 (連携の状況) : 自己点検・評価委員会委員長が委員となっている	〇〇大学大学院〇〇研究科学務委員会規則第〇条 〇〇大学大学院〇〇研究科学務委員会規則第〇条 〇〇大学大学院〇〇研究科運営委員会規則第〇条

領域 2 法科大学院の教育活動等の質保証

基準 2 - 1 (重点評価項目) 教育活動等の状況について自己点検・評価し、その結果に基づき教育活動等の質の維持、改善及び向上に継続的に取り組むための体制が明確に規定されていること

分析項目 2 - 1 - 2

教育課程連携協議会が設けられていること

- 関係法令に則して教育課程連携協議会が設置されていることを確認する。

教育課程連携協議会の規程上の開催頻度と前年度における開催実績一覧 (別紙様式 2 - 1 - 2)

規程上の開催頻度	前年度における開催実績
年 1 回以上	2 回

領域 2 法科大学院の教育活動等の質保証

基準 2 - 2 (重点評価項目) 教育活動等の状況について自己点検・評価を行うための手順が明確に規定され、適切に実施されていること

分析項目 2 - 2 - 1

自己点検・評価を実施するための評価項目が適切に設定されていること

- 自己点検・評価を実施するための評価項目が各法科大学院の実情に応じて適切に設定されていることを確認する。
 - 必要に応じて見直し等が行われているかについても確認する

自己点検・評価の実施状況が確認できる資料(過去5年分)(別紙様式2-2-1)

組織の名称	自己点検・評価において改善・向上等の対応措置が必要とされた事項			対応計画	計画の進捗状況	前回評価の指摘事項	
	年月	評価項目	内容				分析の状況
自己点検・評価委員会	令和3年3月	管理運営	自己点検・評価項目の見直し	令和3年4月から●●大学法学部と法曹養成連携協定を締結するため、令和2年度から、法曹養成連携協定に基づく活動についても自己点検・評価を行う必要がある。	令和3年度に実施する自己点検・評価の点検項目に追加した。	<input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input checked="" type="checkbox"/>
FD委員会	令和3年8月	教育方法	シラバスの見直し	授業アンケートにおける意見も踏まえ、シラバスの記載内容を見直す必要がある。	シラバス記載要領を改定し、各教員に周知した。	<input type="checkbox"/> 検討中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応中 <input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input checked="" type="checkbox"/>
大学改革支援・学位授与機構	平成31年3月	入学者選抜等	入学者選抜における競争倍率の改善	選抜方法の見直し及び事前に入学者に必要な適性、能力を十分に告知しておく必要がある。	令和6年度入試より社会人特別選抜の導入に向け、入試検討委員会にて審議中。入学案内へ入学者に必要な適性・能力を記載した。	<input type="checkbox"/> 検討中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応中 <input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input checked="" type="checkbox"/>

領域 2 法科大学院の教育活動等の質保証

基準 2 - 2 (重点評価項目) 教育活動等の状況について自己点検・評価を行うための手順が明確に規定され、適切に実施されていること

分析項目 2 - 2 - 2

自己点検・評価に当たっては、具体的かつ客観的な指標・数値を用いて教育の実施状況や教育の成果が分析されていること

- 自己点検・評価の実施に当たり、司法試験合格率、共通到達度確認試験の成績、標準修業年限内修了率、留年率等の具体的かつ客観的な指標・数値を用いて分析が行われていることを確認する。
 - 報告書のみでは当該内容について分析が行われていることが確認できない場合は、別の根拠資料・データで示す。公表にふさわしくないものは非公表とすることも可能

分析項目 2 - 2 - 3

自己点検・評価に当たっては、共通到達度確認試験の成績等も踏まえ、法学未修者に対する教育の実施状況及び教育の成果が分析されていること

- 共通到達度確認試験の成績等を踏まえて法学未修者の教育の実施状況について点検・評価を実施していることを確認する。
 - 分析項目 2 - 2 - 2 と同様

領域 2 法科大学院の教育活動等の質保証

基準 2 - 3 (重点評価項目) 法科大学院の目的に則した人材養成がなされていること

分析項目 2 - 3 - 1

修了者（在学中に司法試験を受験した在学生を含む。）の司法試験の合格状況が、全法科大学院の平均合格率等を踏まえて適切な状況にあること

- 直近 5 年間の未修者・既修者別を含む司法試験の合格率を算出し、全法科大学院の平均合格率と比較して適切な状況にあることを確認する。
- 上記手順において適切な状況にあるとは言えない場合は、直近 5 年間の未修者・既修者別を含む司法試験の合格率と当該法科大学院が自ら目標として設定している合格率を比較し、適切な状況にあることを確認する。
 - 一つ目の手順において、平均合格率を上回っているなど「適切な状況にあること」が確認できた場合は、この手順は確認不要
 - 平均合格率を大幅に上回っていることを「優れた成果」としてアピールしたい場合は、【優れた成果が確認できる取組】欄に記述
- 法曹養成連携協定を締結し、文部科学大臣の認定を受けている場合は、特別選抜により連携法科大学院に進学した認定連携基礎課程からの進学者（法学部 3 年次終了後に早期卒業により法学既修者として入学した者や、それ以外の者も含む。）の司法試験の合格率についても算出し、法曹養成連携協定締結時に目標として設定した合格率と比較し、適切な状況にあることを確認する。

領域2 法科大学院の教育活動等の質保証

基準2-3（重点評価項目）法科大学院の目的に則した人材養成がなされていること

司法試験の合格状況（別紙様式2-3-1）

各年度における司法試験合格状況

司法試験実施年度	受験者数			合格者数			合格率			基準ごとの分析を行った際に比較した合格率	
	法学未修者	法学既修者	計	法学未修者	法学既修者	計	法学未修者	法学既修者	計	数値	数値の説明
令和4年度	※	※	※	※	※	※	※	※	※		
令和3年度	15	30	45	2	9	11	13.33%	30.00%	24.44%	23.80%	直近5年間の平均合格率
令和2年度	16	33	49	2	11	13	12.50%	33.33%	26.53%	20.40%	直近5年間の平均合格率
令和元年度	17	31	48	3	7	10	17.64%	22.58%	20.83%	19.80%	直近5年間の平均合格率
平成30年度	19	37	56	3	10	13	15.78%	27.02%	23.21%	22.50%	直近5年間の平均合格率

分析項目2-3-2

修了者の進路等の状況が、法科大学院が養成しようとする法曹像を踏まえて適切な状況にあること

- 修了者の進路の状況が、法科大学院の目的に則して妥当なものであること等を確認する。

分析項目2-3-3

修了者等への調査結果等から、法科大学院の目的に則した人材養成がなされていること

- 修了時の学生からの意見聴取や、修了後に一定年限を経過した修了者からの意見聴取等の結果を踏まえて、法科大学院の目的に則した人材養成が行われていることを確認する。

領域 2 法科大学院の教育活動等の質保証

基準 2 - 4 (重点評価項目) 教育活動等の状況についての自己点検・評価に基づき教育の改善・向上の取組が行われていること

分析項目 2 - 4 - 1

教育活動等の状況についての自己点検・評価の結果を踏まえて決定された対応措置の実施計画について、計画に基づいて取組がなされ、実施された取組の効果が検証されていること

- 教育活動等の状況についての自己点検・評価の結果を踏まえて決定された対応措置の実施計画について、実施状況及び成果を確認する。
 - 分析項目 2 - 3 - 1 の分析において、全法科大学院の平均合格率と比較して適切な状況にあるとは言えない場合は、その点への対応計画が策定され、それに基づいて取組が実施され、取組の効果が検証されていることを、必ず根拠資料・データとして示す
 - 別紙様式 2 - 2 - 1 で示すことが難しい場合は、別の根拠資料・データで示す。公表にふさわしくないものは非公表とすることも可能

領域 2 法科大学院の教育活動等の質保証

基準 2 - 5 教員の質を確保し、さらに教育活動を支援又は補助する者も含め、その質の維持及び向上を図っていること

分析項目 2 - 5 - 1

教員の任用及び昇任等に当たって、教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績に関する判断の方法等を明確に定め、実際にその方法によって任用、昇任させていること

- 教員の任用や昇任等に際し、職階ごとに求める教育上、研究上又は実務上の知識、能力又は実績の基準を定めていることを確認する。
 - 「教員採用基準」のような規定
- 採用・昇任時の教育上の指導能力に関する評価の実施状況を確認する。
 - 研究や実務の知識・能力だけでなく、**教育上**の指導能力を評価しているか
- 教員の担当する授業科目が、各教員の知識、能力、実績等に応じて決定されていることを確認する。

教員の採用・昇任の状況（過去5年分）（別紙様式2-5-1）

採用	分類		令和4年度				令和3年度				令和2年度				令和元年度				平成30年度			
			教授	准教授	講師	助教	教授	准教授	講師	助教	教授	准教授	講師	助教	教授	准教授	講師	助教	教授	准教授	講師	助教
専任教員	研究者	研・専	1				1						1									
	実務家	実・専								1												
	実務家・みなし	実・み																1				
	兼務研究者	専・他																				
	兼務実務家	専・他																				
	兼任教員	兼任			2				1		1								1			1
	兼任教員	兼任	1									1										
	合計		2	0	2	0	0	1	1	0	2	0	0	0	2	0	0	0	2	0	1	0
専任教員	研究者	研・専	1								1											
	実務家	実・専																				
	実務家・みなし	実・み																				
	専任教員	専・他																				

領域 2 法科大学院の教育活動等の質保証

基準 2 - 5 教員の質を確保し、さらに教育活動を支援又は補助する者も含め、その質の維持及び向上を図っていること

分析項目 2 - 5 - 2

法科大学院の専任教員について、教員の教育活動及び教育上の指導能力に関する評価を継続的に実施していること

- 教員の教育活動及び教育上の指導能力に関する評価の継続的（定期的）な実施について、規則等で規定していることを確認する。
 - 評価の目的と継続実施を担保する規定が含まれていることを確認
- 規程に基づいて実施されていることについて、評価実施年度、評価対象者、評価結果を確認する。

教員評価の実施状況（直近 3 回程度）（別紙様式 2 - 5 - 2）

評価実施年度	評価対象者数	評価結果の概要
令和 3 年度	20 人	S:1 人 A:17 人 B:1 人 C:0 人
令和 2 年度	21 人	S:0 人 A:19 人 B:2 人 C:0 人
令和元年度	20 人	S:0 人 A:18 人 B:1 人 C:1 人

- 非公表資料として、教員評価の内容、実施方法、実施状況が確認できる資料（実施要項、評価結果の報告書等）も提出する

領域 2 法科大学院の教育活動等の質保証

基準 2 - 5 教員の質を確保し、さらに教育活動を支援又は補助する者も含め、その質の維持及び向上を図っていること

分析項目 2 - 5 - 3

授業の内容及び方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメント（FD）を組織的に実施していること

- FDの実施内容・方法（教育方法等の研究・研修、教員相互の授業参観等）及び実施状況（教員参加状況を含む。）を確認する。FDの実施に当たっては、教育課程方針に則した授業及び成績評価が実施されるよう、成績評価基準の内容や各授業科目の到達目標についての認識の共通化が図られていることを確認する。

FDの実施内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式 2 - 5 - 3）

取組	主催	実施内容・方法（年・月）	参加者数
FD研修会	FD委員会	教員集会、アンケート調査	20人
授業見学	FD委員会	授業を見学し、レポートを提出	10人

分析項目 2 - 5 - 4

法科大学院の教育を支援又は補助する者に対して、質の維持、向上を図る取組を組織的に実施していること

- 教育支援者や教育補助者に対する研修等の方針、内容・方法及び実施状況等を確認する。
 - 図書館職員の研修やTA研修など。SDについては基準 1 - 2 で確認するので対象外

領域 2 法科大学院の教育活動等の質保証

基準 2 – 6 法科大学院が法曹養成連携協定に基づいて行うこととされている事項が適切に実施されていること

分析項目 2 – 6 – 1

締結している各法曹養成連携協定に基づいて、当該法科大学院が行うこととされている事項が実施されていること

- 締結している法曹養成連携協定ごとに、協定に基づき行うこととしている事項を実施していることを確認する。
- 法曹養成連携協定を締結している場合のみ分析する。

領域 3 教育課程及び教育方法

領域 3 教育課程及び教育方法

基準 3 - 1 学位授与方針が具体的かつ明確であること

基準 3 - 2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること

基準 3 - 3 教育課程の編成が、学位授与方針及び教育課程方針に則しており、段階的かつ体系的であり、授業科目が法科大学院にふさわしい内容及び水準であること

基準 3 - 4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、法科大学院にふさわしい授業形態及び授業方法が採用されていること

基準 3 - 5 教育課程方針に則して、公正な成績評価が客観的かつ厳正に実施され、単位が認定されていること

基準 3 - 6 法科大学院の目的及び学位授与方針に則して修了要件が策定され、公正な修了判定が実施されていること

基準 3 - 7 専任教員の授業負担等が適切であること

領域3 教育課程及び教育方法

基準3-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること

分析項目3-1-1

学位授与方針を、法科大学院の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること

- 学位授与方針について、以下を確認する。
 - どのような学修成果を上げれば学位を授与するのか及び修了生が備えておくべき能力についての記載があること
 - 法曹となろうとする者に必要とされる専門的学識及びその応用能力のみならず、その基盤の上に涵養される将来の法曹としての実務に必要とされる学識等に係る記述が含まれていること
 - 法科大学院が養成しようとする法曹像と適合していること

領域3 教育課程及び教育方法

基準3-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること

分析項目3-2-1

①教育課程の編成の方針、②教育方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に示していること

- 教育課程方針において、分析項目3-2-1の①から③の各項目に係る記述が含まれていることを確認する。

分析項目3-2-2

教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること

- 教育課程の編成及び実施の内容が、学位授与方針に定められた学識及び能力並びに素養を学生が獲得できるものとなっていることを確認する。

領域 3 教育課程及び教育方法

基準 3 - 3 教育課程の編成が、学位授与方針及び教育課程方針に則しており、段階的かつ体系的であり、授業科目が法科大学院にふさわしい内容及び水準であること

分析項目 3 - 3 - 1

法律基本科目の基礎科目、法律基本科目の応用科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目のそれぞれについて、課程の修了要件に照らして適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されていること

- 法律基本科目の基礎科目、法律基本科目の応用科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目のそれぞれについて、課程の修了要件に照らして適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されており、また、それらが法令や学位授与方針、教育課程方針に即して編成されていることを確認する。
 - 修了要件そのものについては基準 3 - 6 で分析

分析項目 3 - 3 - 2

法律基本科目について、基礎科目を履修した後に応用科目を履修するよう教育課程が編成されていること

- 法律基本科目について、基礎科目を履修した後に応用科目を履修するよう教育課程が編成されていることを確認する。

領域3 教育課程及び教育方法

基準3-3 教育課程の編成が、学位授与方針及び教育課程方針に則しており、段階的かつ体系的であり、授業科目が法科大学院にふさわしい内容及び水準であること

分析項目3-3-3

法律基本科目の履修状況に応じて、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目を履修するよう教育課程が編成されていること

- 法律基本科目の履修状況に応じて、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目を履修するよう教育課程が編成されていることを確認する。

分析項目3-3-4

展開・先端科目として、倒産法、租税法、経済法、知的財産法、労働法、環境法、国際関係法（公法系）及び国際関係法（私法系）の全てを開設するよう努めていること

- 展開・先端科目として、倒産法、租税法、経済法、知的財産法、労働法、環境法、国際関係法（公法系）及び国際関係法（私法系）の開設の状況を確認する。

領域 3 教育課程及び教育方法

基準 3 – 3 教育課程の編成が、学位授与方針及び教育課程方針に則しており、段階的かつ体系的であり、授業科目が法科大学院にふさわしい内容及び水準であること

分析項目 3 – 3 – 5

当該法科大学院が養成しようとする人材像に即した授業科目が展開されていること

- 自己評価書の「I 現況、目的及び特徴」に記載された法科大学院の目的や養成しようとする人材像に即した授業科目が展開されているか確認する。

分析項目 3 – 3 – 6

各授業科目について、到達目標が明示され、それらが段階的及び体系的な授業科目の履修の観点から適切な水準となっており、また、到達目標に適した授業内容となっていること

- 各授業科目の到達目標が法科大学院にふさわしい水準であるとともに、授業科目の内容が到達目標に適したものであることを確認する。

分析項目 3 – 3 – 7

段階的かつ体系的な教育が実施されていることが容易に確認できる資料が学生に示されていること

- 段階的かつ体系的な教育が実施されていることが容易に確認できる資料が学生に示されていることを確認する。

領域3 教育課程及び教育方法

基準3-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、法科大学院にふさわしい授業形態及び授業方法が採用されていること

分析項目3-4-1

授業科目の区分、内容及び到達目標に応じて、適切な授業形態、授業方法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること

- 授業の内容及び方法等が、大学設置基準等各設置基準の規定を満たしており、それらが学生に対して明示されていることを確認する。
- 少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い授業方法を基本としつつ、例えば法律基本科目の基礎科目においては、基礎的な学識を涵養するために適切な方法で授業が実施されていることを確認する。

分析項目3-4-2

授業の方法について組織的に統一された方針が策定されており、その方針に基づき、授業が実施されていること

- 授業の方法について、授業科目の性質や到達目標に応じて、どのように授業を実施するのかを組織として明確に定めていることを確認する。

領域3 教育課程及び教育方法

基準3-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、法科大学院にふさわしい授業形態及び授業方法が採用されていること

分析項目3-4-3

授業の方法について、将来の法曹としての実務に必要な論述の能力を涵養するよう適切に配慮されていること

- 将来の法曹としての実務に必要な応用能力を涵養するための授業科目において、論述能力の涵養の方法等を明確に定めていることを確認する。

分析項目3-4-4

同時に授業を行う学生数は少人数が基本とされ、特に法律基本科目については原則として50人以下となっていること

- 法律基本科目において同時に授業を行う学生数が50人を超える授業科目がある場合は、教育上の必要性和十分な教育効果が上げられるものとなっていることを確認する。
 - 50人を超える授業科目がある場合は説明が必要

領域3 教育課程及び教育方法

基準3-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、法科大学院にふさわしい授業形態及び授業方法が採用されていること

分析項目3-4-5

各授業科目における授業時間の設定が、単位数との関係において法令に則したのものとなっていること

- 授業時間の設定が、授業の方法（講義、演習、実習）に応じて、単位数との関係において法令に則したのものとなっていることを確認する。

分析項目3-4-6

1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること

- 1年間の授業を行う期間が、定期試験等の期間を含め、35週確保されていることを確認する。

分析項目3-4-7

各授業科目の授業期間が、10週又は15週にわたるものとなっていること。10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、同等以上の十分な教育効果をあげていること

- 各授業科目が10週又は15週にわたる期間を単位として行われていることを確認する。行われていない場合は、教育上の必要性と教育効果が10週又は15週を期間として行う場合と同等であることを確認する。

領域3 教育課程及び教育方法

基準3-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、法科大学院にふさわしい授業形態及び授業方法が採用されていること

分析項目3-4-8

履修登録の上限設定の制度（CAP制）が設定され、関係法令に適合していること

- 1年間の履修登録の上限設定の制度（CAP制）が設定され、関係する法令に適合していることを確認する。

分析項目3-4-9

早期卒業して入学する者、飛び入学者、他の法科大学院からの転入学者、社会人学生、法学未修者等、学生が多様なバックグラウンドを持っていることに配慮して学修指導が行われていること

- 早期卒業して入学する者、飛び入学者、他の法科大学院からの転入学者、法学未修者、社会人学生等、多様なバックグラウンドを持った学生に配慮した学修指導が行われていることを確認する。
 - ここでは未修者が法学教育の学修を円滑に進めることができるような授業計画や、社会人学生に対応するための長期履修制度について分析
履修指導や学習相談については基準5-2で分析

領域3 教育課程及び教育方法

基準3-5 教育課程方針に則して、公正な成績評価が客観的かつ厳正に実施され、単位が認定されていること

分析項目3-5-1

成績評価基準を、学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、法科大学院として策定していること

- 成績評価基準について組織として定め、その基準が学習成果の評価の方針と整合性があることを確認する。
 - 成績評価基準には、細目や運用指針も含む。公表にふさわしくないものは非公表とするとも可能

分析項目3-5-2

成績評価基準を学生に周知していること。成績評価に当たり、平常点等の試験以外の考慮要素の意義や評価における割合等について学生に周知していること

- 学生に対して、履修要項等の刊行物の配布、ウェブサイトへの掲載等の方法により成績評価基準の周知を図っていることを確認する。

領域3 教育課程及び教育方法

基準3-5 教育課程方針に則して、公正な成績評価が客観的かつ厳正に実施され、単位が認定されていること

分析項目3-5-3

成績評価基準及び当該科目の到達目標に則り各授業科目の成績評価や単位認定が客観的かつ厳正に行われていることについて、組織的に確認していること。相対評価方式を採用している場合には、当該法科大学院が設定している評価の割合に関する方針に合致しているか否かだけでなく、学生の学習到達度も考慮して成績評価が行われていることを確認する仕組みとなっていること

- 学習成果の評価の方針に則り、各授業科目の到達目標を踏まえて成績評価及び単位認定が行われていることの点検を、組織的に実施していることを確認する。相対評価方式を導入している場合には、成績評価の分布の点検を組織的に実施していることを確認する。
 - 成績評価の分布の点検を組織的に実施していることの資料としては、成績評価分布についてのガイドライン（Aをクラスの30%程度とするなど）の策定や成績評価の妥当性の事後チェック（偏りの点検）、答案の返却、模範解答あるいは採点基準の提示等を定めた規定及びその実施状況の確認ができる資料を提示

領域3 教育課程及び教育方法

基準3-5 教育課程方針に則して、公正な成績評価が客観的かつ厳正に実施され、単位が認定されていること

分析項目3-5-4

追試験を実施する場合には、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう配慮されていること、また、再試験を実施する場合には、不合格者の救済措置ではないと認められるよう実施がなされていること

- 「再試験」とは、期末試験の成績を考慮要素に含めた成績評価において合格とされなかった者に対して行われる試験をいう。また、「追試験」とは、一定のやむを得ない事情により期末試験を受験することができなかった者に対して行われる試験をいう。それぞれについて分析する。
- 追試験が実施されている場合には、その受験の要件と実施状況について根拠資料、試験問題により適正な実施がなされていることを確認する。
- 再試験が実施されている場合には、その受験の要件が救済措置ではないと認められる相当の理由を満たしていることを確認する。また、その実施状況について根拠資料、試験問題により適正な実施がなされていることを確認する。

領域3 教育課程及び教育方法

基準3-5 教育課程方針に則して、公正な成績評価が客観的かつ厳正に実施され、単位が認定されていること

分析項目3-5-5

成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること

- 成績に関する異議申立てを受け付ける窓口、受付後の対応の手順、様式等について確認する。
- 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等について確認する。
- 成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）が、適切に保管され、検証できる状況にあることを確認する。
 - 成績に関する異議を受け付ける窓口が**授業担当教員ではなくかつ異議の審査が組織的に実施されていること（授業担当教員が異議を審査しないこと）**、受付後の対応の手順、様式等を定める規定、成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）を保存することを定める規定を提示
 - 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等については、自己評価においては確認することとしているが、**自己評価書において資料として提示する必要はない**（ただし、書面調査において疑義が生じたときに確認事項として実施の状況を資料として求める可能性はある）

領域3 教育課程及び教育方法

基準3-5 教育課程方針に則して、公正な成績評価が客観的かつ厳正に実施され、単位が認定されていること

分析項目3-5-6

法学既修者としての認定における単位の免除に関する規定を法令に従い規則等で定めていること

- 法学既修者としての認定における単位の免除についての規定が、法令に従い定められていることを確認する。

分析項目3-5-7

他の大学院等において修得した単位や入学前の既修得単位等の認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること

- 他の大学院において修得した単位や入学前の既修得単位等の単位認定についての規定が、法令に従い学内の規則等で定められていることを確認する。
- 単位互換協定を締結している場合には、協定書における成績評価及び単位認定についての内容を確認し、規則等と整合していることを確認する。

領域3 教育課程及び教育方法

基準3-6 法科大学院の目的及び学位授与方針に則して修了要件が策定され、公正な修了判定が実施されていること

分析項目3-6-1

法科大学院の目的、学位授与方針及び法令に則して、修了要件を組織的に策定していること

- 修了要件が組織的に策定され、専門職大学院設置基準等が定める要件と整合的であることを確認する。専門職大学院設置基準の「**連携法第5条第2号及び第3号の規定に基づき公表する基準に基づき、同法第4条各号に掲げる学識及び能力並びに素養が涵養されているかどうかについて、厳格かつ客観的に評価及び認定を行う**」（20条の6）に留意する。

分析項目3-6-2

修了要件を学生に周知していること

- 学生に対して、履修要項等の刊行物の配布、ウェブサイトへの掲載等の方法により修了要件の周知を図っていることを確認する。

分析項目3-6-3

修了の認定を、修了要件に則して組織的に実施していること

- 修了の認定について、修了要件を適用する手順のとおり実施されていることを確認する。

- 教授会等での審議の結果、卒業ないし修了を認めることについて審議した記録を資料として示す

領域 3 教育課程及び教育方法

基準 3 – 7 専任教員の授業負担等が適切であること

分析項目 3 – 7 – 1

法科大学院の専任教員の授業負担が適正な範囲にとどめられていること

- 他専攻、他研究科及び学部等（他大学の非常勤を含む。）を通じた各専任教員の授業負担について、学内における役職等への着任状況その他の当該法科大学院において必要とされる負担も踏まえて、適正な範囲（年間 20 単位以下であることが望ましく、年間 30 単位を超える場合には、適切な範囲内にあるとはいえない）にとどめられていることを確認する。

分析項目 3 – 7 – 2

法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること

- 研究専念期間について定めた規則があるか確認する。また、過去 5 年間に研究専念期間を取得した教員の人数や期間等の実績を確認する。

司法試験の合格状況(別紙様式2-3-1)

各年度における司法試験合格状況

司法試験実施年度	受験者数			合格者数			合格率			基準ごとの分析を行った際に比較した合格率	
	法学未修者	法学既修者	計	法学未修者	法学既修者	計	法学未修者	法学既修者	計	数値	数値の説明
令和4年度	※	※	※	※	※	※	※	※	※		
令和3年度	15	30	45	2	9	11	13.33%	30.00%	24.44%	23.80%	直近5年間の平均合格率
令和2年度	16	33	49	2	11	13	12.50%	33.33%	26.53%	20.40%	直近5年間の平均合格率
令和元年度	17	31	48	3	7	10	17.64%	22.58%	20.83%	19.80%	直近5年間の平均合格率
平成30年度	19	37	56	3	10	13	15.78%	27.02%	23.21%	22.50%	直近5年間の平均合格率

領域 4 学生の受入及び定員管理

領域 4 学生の受入及び定員管理

基準 4 - 1 学生受入方針が具体的かつ明確に定められていること

基準 4 - 2 学生の受入が適切に実施されていること

基準 4 - 3 在籍者数及び実入学者数が収容定員及び入学定員に対して適正な数となっていること

領域4 学生の受入及び定員管理

基準4-1 学生受入方針が具体的かつ明確に定められていること

分析項目4-1-1

学生受入方針において、入学者に求める適性及び能力を明確にしていること

- 学生受入方針において、入学者に求める適性及び能力に係る記述が含まれていることを確認する。
- 連携法「第4条各号に掲げる学識及び能力並びに素養を涵養するための教育を受ける上で求められる適性及び能力を有するかどうかを、適確かつ客観的に評価し、判定する」と**専門職大学院設置基準第20条**が改正されたことに留意する

分析項目4-1-2

学生受入方針において、入学者に求める適性及び能力を評価し判定するために、どのような評価方法で入学者選抜を実施するのかを明確にしていること

- 学生受入方針において、入学者に求める適性及び能力を的確かつ客観的に評価し、判定するための評価方法についての記述が含まれていることを確認する。

分析項目4-1-3

法学既修者の選抜及び認定連携法曹基礎課程修了者を対象とする選抜を実施する場合は、学生受入方針において、法学に関してどの程度の学識を求めるかについて明確に示されていること

- 学生受入方針において、法学既修者及び認定連携法曹基礎課程修了者に求める学識についての記述が含まれていることを確認する。

領域4 学生の受入及び定員管理

基準4-2 学生の受入が適切に実施されていること

分析項目4-2-1

学生受入方針に沿って、受入方法を採用しており、公正かつ適正に実施していること

- 入学者選抜実施体制の整備状況（組織の役割、構成、意思決定プロセス、責任の所在等）を確認する。その際、法科大学院を設置する大学の学部卒業（予定）者等が有利とならない措置がなされていることを確認する。
- 入学者選抜の方法が学生受入方針に適合していることを確認する。
- 「法科大学院法学未修者等選抜ガイドライン」に則して実施していることを確認する。
- 法学未修者に対して、法律学の知識及び能力の到達度を図ることができる試験（法学検定試験等）の結果を加点事由としていないことを確認する。
- 入学者選抜の実施方法や実施時期に関して、早期卒業して入学しようとする者及び飛び入学しようとする者に対して適切な配慮がなされていることを確認する。
- 社会人や法学以外を専門とする者など多様な人材が入学者選抜を受験できるように配慮されていることを確認する。
- 身体に障害のある者に対して特別措置等を行っていることを確認する。
 - 根拠資料・データのうち公表にふさわしくないものは「非公表」とする

領域4 学生の受入及び定員管理

基準4-2 学生の受入が適切に実施されていること

分析項目4-2-1

学生受入方針に沿って、受入方法を採用しており、公正かつ適正に実施していること（続き）

入学者選抜の方法一覧（別紙様式4-2-1）

入試の種類	選抜方法	入学者選抜要項等の記載ページ
一般選抜入試	法学未修者：小論文試験、面接試験 法学既修者：論文式試験、面接試験	令和4年度入学者選抜試験募集要項○ページ
社会人・他学部生特別選抜入試	小論文試験、面接試験	令和4年度入学者選抜試験募集要項○ページ

分析項目4-2-2

学生受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組を行っており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていること

- 入試に関して検証するための組織や具体的な取組等（改善のための情報収集等の取組を含む。）の状況を確認する。
- 受験者の適性及び能力を的確かつ客観的に評価しているか、入学者選抜における合否判定が上記の評価に基づき的確かつ客観的に判定されているかについて、検証が行われていることを確認する。

領域4 学生の受入及び定員管理

基準4-3 在籍者数及び実入学者数が収容定員及び入学定員に対して適正な数となっていること

分析項目4-3-1

在籍者数が収容定員を大幅に上回っていないこと

- 過去5年間の収容定員（入学定員の3倍の数をいう。）に対する在籍者数（原級留置者及び休学者を含む）の割合を確認する。
- 上記の割合が継続的に100%を上回っている場合は、適正化を図る取組がなされていることを確認する。

領域4 学生の受入及び定員管理

基準4-3 在籍者数及び実入学者数が収容定員及び入学定員に対して適正な数となっていること

分析項目4-3-2

収容定員に対する在籍者数の割合、入学定員に対する実入学者数の割合、入学者数の規模及び競争倍率が、適正な割合、規模又は倍率となっていること

- 過去5年間の入学定員に対する実入学者数の割合が50%を下回っていないことを確認する。
- 過去5年間の入学者数が10人を下回っていないことを確認する。
- 過去5年間の競争倍率が2倍を下回っていないことを確認する。
- 上記の割合、人数又は倍率が下回っている場合は、入学者受入方針に従って適切な選抜が実施されていることを確認し、適正化を図る取組がなされていることを確認する。

領域 5 施設、設備及び学生支援等の教育 環境

領域5 施設、設備及び学生支援等の教育環境

基準5－1 法科大学院の運営に必要な施設及び設備が整備され、有効に活用されていること

基準5－2 学生に対して、学習、生活、経済、進路、ハラスメント等に関する相談・助言、支援が行われていること

領域5 施設、設備及び学生支援等の教育環境

基準5-1 法科大学院の運営に必要な施設及び設備が整備され、有効に活用されていること

分析項目5-1-1

法科大学院の運営に必要な施設・設備を法令に基づき整備し、有効に活用していること

- 法科大学院の規模に応じ、当該法科大学院の運営に必要な種類、規模、質及び数の教室、演習室、自習室、図書館、教員室その他の施設が備えられていることを確認する。
- 前回の法科大学院認証評価において、施設・設備に関して「改善すべき点」等が指摘されておらず、かつ、その後に施設・設備等に関して特段の変更がない場合は、改めて現在の状況を詳細に確認する必要はない。変更があった場合には、以下の事項の該当箇所について確認する。
 - 法科大学院の規模に応じた当該法科大学院の運営に必要な種類、規模、質及び数の教室、演習室、自習室、図書館、教員室その他の施設
 - 各施設における必要な設備、機器、図書及び資料等の整備状況
- 施設・設備について、学生及び教員等の利用に支障がないように配慮されていることを確認する。
- 施設・設備に関して特色がある場合には、その成果についても確認する。

領域5 施設、設備及び学生支援等の教育環境

基準5-2 学生に対して、学習、生活、経済、進路、ハラスメント等に関する相談・助言、支援が行われていること

分析項目5-2-1

履修指導、学習相談及び支援の体制を整備し、必要な支援が行われていること

- 履修指導、学習相談及び支援の整備状況について確認する。
- 前回の法科大学院認証評価において、履修指導、学習相談及び支援の整備状況に関して「改善すべき点」等が指摘されておらず、かつ、その後に特段の変更がない場合は、改めて現在の整備状況を詳細に確認する必要はなく、以下の事項に係る実施状況についてのみ確認する。
 - 学生に対する説明会やガイダンス等での履修指導
 - オフィスアワーの設定、チューター等の教育補助者による学習相談・支援等、各法科大学院の規模等に応じた学習相談、助言等の学習支援

領域5 施設、設備及び学生支援等の教育環境

基準5-2 学生に対して、学習、生活、経済、進路、ハラスメント等に関する相談・助言、支援が行われていること

分析項目5-2-2

学生の生活、経済、進路に関する相談・助言体制を整備し、必要な支援が行われていること

- 学生の生活、経済、進路に関する相談・助言体制の整備状況について確認する。
- 前回の法科大学院認証評価において、学生の生活、経済、進路に関する相談・助言体制に関して「改善すべき点」等が指摘されておらず、かつ、その後の特段の変更がない場合は、改めて現在の整備状況を詳細に確認する必要はなく、以下の事項に係る実施状況についてのみ確認する。
 - 生活支援等に関する総合的相談、学習、健康、就職等進路に関する助言体制の整備及び支援の実績
 - 奨学金制度、入学料・授業料免除等の学生の経済面の援助に係る整備状況、当該窓口の周知状況及び利用実績
 - 障害のある学生その他特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への施設及び設備の整備状況、修学上の支援、実習上の特別措置

領域5 施設、設備及び学生支援等の教育環境

基準5-2 学生に対して、学習、生活、経済、進路、ハラスメント等に関する相談・助言、支援が行われていること

分析項目5-2-3

各種ハラスメントに関して、被害者又は相談者の保護が確保された組織的な体制が構築されていること

- 各種ハラスメントに対応するための体制の整備状況について確認する。
- 前回の法科大学院認証評価において、各種ハラスメントに対応するための体制に関して「改善すべき点」等が指摘されておらず、かつ、その後に特段の変更がない場合は、改めて現在の整備状況を詳細に確認する必要はなく、以下の事項に係る実施状況についてのみ確認する。
 - 各種ハラスメントに関する防止のための措置（規定及び実施内容）
 - 相談の体制の整備及び相談実績